

消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為の範囲に、放送法に規定する配信で法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるものを加えることとする。(第2条関係)
- 2 消費税が非課税とされる社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に、児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等を加えることとする。(第14条の3関係)
- 3 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)について、次の見直しを行うこととする。(第18条～第18条の5関係)
 - (1) 免税購入対象者が輸出物品販売場で免税対象物品を購入する際の免税購入手続の方法を次のように見直す。
 - ① 船舶観光上陸許可等の上陸の許可を受けて在留する免税購入対象者が輸出物品販売場において免税購入する場合には、旅券及び船舶観光上陸許可書等を輸出物品販売場を経営する事業者に提示することとする。
 - ② 消耗品を購入する場合の免税購入手続の方法を廃止する。
 - ③ 免税購入対象者が輸出に係る運送契約を締結して、その場で国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡す場合の免税購入手続の方法を廃止する。
 - ④ 基地内輸出物品販売場に係る免税購入手続の方法を廃止する。
 - (2) 免税対象物品の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が保存することとされている購入記録情報及び税関確認情報の保存期間等を定める。
 - (3) 一般型輸出物品販売場については、設置場所に係る要件並びに人員配置及び設備に係る要件に代えて、免税販売手続及び購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていることを許可の要件とする。
- (4) 手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止する。
- (5) 一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせることができる。
- (6) 輸出物品販売場を経営する事業者は、税関確認情報の受領に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせることができる。
- (7) その他所要の措置を講ずる。

(注) 令和8年10月31日において一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販

売場の許可を受けている販売場は、同年 11 月 1 日において一般型輸出物品販売場の許可を受けたものとみなす等の経過措置を講ずる。(附則第 2 条関係)

- 4 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されることに伴い、所要の整備を行うこととする。(第 31 条～第 37 条、附則第 3 条関係)
- 5 電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しに伴う所要の整備を行うこととする。(第 71 条の 2 関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)